

貸出に際しての留意点

【安全に使用していただくために】

Ver.3 2025.8 修正

着ぐるみの仕様上、頭部は密閉状態であるため、冬場の屋外でも熱がこもります。また、ファンによる換気はありますが、空間が狭いため酸欠のような状態も考えられます。

無理のないよう、安全に使用できる環境を常に整えてください。

●本番の間に、必ず本番に近い条件(着用時間、着用時の動き、室温や気温、空調の有無など)での試着をしてください。

●連続の使用時間(※1)は、20 分間(夏場などは 10 分間)を目安としてください。使用時間は「着衣してから脱衣まで」とし、出演時間だけではなく「控室から出演場所までの移動時間」や、「出演場所に着いてからの待機時間」なども使用時間に含めて換算してください。

●緊急時にすぐに脱衣可能とするため、控室と出演場所は近いように工夫してください。(屋外などの場合は、出演場所の近くにテントやパーティションを設置するなどして対応してください。)

●緊急時を想定し、介助者とハンドサインを決めたり、常に退出の導線を確保したりしてください。

※1)使用時間の例:控室で着用 10 時 55 分⇒(移動～待機)⇒出演 11 時 00 分～11 時 10 分⇒(移動)⇒控室戻り 11 時 15 分のスケジュールの場合、出演時間は 10 分間であっても、前後の移動時間等も含めて 20 分と換算してください。)

【出演時間を確保するための工夫】

●着ぐるみが登場する前にはイベント全体も休憩時間とするなどして、余分な待機時間が生じないようにする。

●緊急時を想定した控室の工夫をすることで、余分な移動時間の短縮に繋がります。

●記念撮影や触れ合いをする場合は、出演や企画の後に休憩を挟むなどして、使用時間が連続しないようにスケジュールを工夫する。

【貸出の適否について】

●適するもの:公的事業や丸森町の PR に繋がるもの

①町が主催または構成メンバーとして参加するイベントや事業

②町の委託や指定管理を受けた団体が行う公益的な事業

③町内の学校・保育施設等で行われる子どもや若年層を対象とした公益的なイベント等

④町からの後援を承認されているイベント等

⑤次の団体が主催する収益を主たる目的としないイベント等

(町内にある社会福協議会、町教育委員会に登録された社会教育団体、PTA、農業協働組合、商工会等の公共的団体、社会福祉法人、郵便局等)

●適さないもの:上記以外の活動団体。公益的事業でないものや収益を主目的とするもの。

⇒個人活動、任意団体(例:町の後援等がない活動、規約等がない個人の集まり等)選挙運動、特定の思想や宗教的なもの、法令や公序良俗に反する活動を行う団体、町の品位を損なうものなどは不可。その他、着ぐるみを適切に管理・使用できないと判断される団体(例:着ぐるみの使用方法や注意事項を守らない、または守る意思がないと町が判断した場合)

【貸出の申請】

- 貸出の申請は、使用日から起算して 20 日前まで。申請受付は、90 日前から。
- 日程に重複が生じた場合は、申請の先着順とします。ただし、申請順が先であっても、条件等に照らして出演又は貸出不可となった場合は、その次の申請順のものとなります。
- 申請から2週間程度で貸出の可否を決し、申請者へ通知します。
- 貸出にあたって、使用料等の徴収はありません。

【使用条件】

- 中の服装は長袖長ズボンに軍手、靴下の着用のうえ、頭にタオルを巻き付け、できるだけ肌の露出がないようにし、汗が付かないようにしてください。
- 使用後は必ず消臭スプレーなどをして、乾燥させてから返却してください。
- できるだけ屋内で使用する。屋外使用の際は、雨や雪が予想されるときは、絶対に使用しないでください。
- 着脱の際は控室を用意し、絶対に一般の人の目に触れないようにすること。
- 中の人の身長は、165cm±5cm 程度とする。

【動き】

- 公序良俗に反する動きは厳禁とします。(暴力的、過激な動き等)
- キャラクターデザインから逸脱するなど、イメージを崩すような動きはしないこと。
- 中の人は、絶対に喋らないこと。(着用中の体調不良など、やむを得ない場合を除く)

【その他】

- 汚損が見られる場合は、クリーニング代、修理代等を徴収します。
- 汚損等による修理等が発生し、貸出が出来なくなる場合もある点について、事前に了承すること。これに伴うトラブル等については、町は責任を負いません。
- マニュアルに記載の内容から逸脱した場合は、以降の貸出はしません。

【介助者について】

介助者の主な目的は、着ぐるみの安全確保です。

- 必ず介助者を2名つけること。常に着ぐるみの傍につき、離れないこと。

- 進行役等との連携を密にし、常に進行状況を確認する。進行が長引いているときなどは、急ぐように促したり、休憩を挟むタイミングを調整したりする。
- 数分おきに着ぐるみに声を掛け、体調を確認したり、進捗状況や残り時間を伝えたりする。
- 安全確保上で必要な必要最低限なケースを除き、以下に例示するように表立って喋らないこと。

例)インタビュー形式のような受答、ギャラリーの前での挨拶 など

- 基本的には、ギャラリーと着ぐるみの触れ合いは禁止とします。

※1体しか存在しないため、汚損のリスクを回避する観点からご理解ください。

※記念撮影などの触れ合いの場を設けたい場合は、時間や場所など専用の環境を設けて、限定的に対応すること。その際、必ず順番に並ぶようにし、一度に大勢が接触することのないよう徹底すること。なお、飲食物など着ぐるみの汚損の恐れがあるものを持つての接触は、いかなる場合も厳禁とします。

《介助者の主な動き》

◎導線の確保及び誘導

着ぐるみは視界が狭く動きにくいいため、移動の際は手を引いたり、段差の注意喚起をしたりするなど、誘導をすること。

◎ギャラリー(特に子ども)の不用意な接触の防止及び制止

不用意な接触が生じた場合は、以下のとおり対応してください。(言葉で注意する際も、着ぐるみ目線での口調となるよう考慮してください。)

①会話程度などの通常の接触(例:単に話しかけてきた場合)

会話程度であっても、そこから派生して過激になったり、大勢を呼び寄せたりする可能性もあるため、長居はしないように留意すること。

⇒「緊張して喋れないけど、きっと喜んでいるよ。応援してね。」等と言って、離すこと。

②過剰な接触や大勢に囲まれた場合

その場から離れるか、距離をおいてもらうよう徹すること。

⇒「驚いているから、優しくしてあげてね。」や「困っているから、少し離れてね。」等と言って、その場を回避すること。

③暴力的な行為がみられる場合

躊躇することなく、迅速に制止すること。

⇒「痛がっているから、そういうことはしないでね」と言って、早急に対応をしてください。①や②とは異なり、和らいだ口調ではなく強めの口調での対応も可。

⇒一回の注意でも止めない場合は、着ぐるみ目線での口調も外して社会通念的に注意すること。